

児童の権利に関する条約（要旨）

1 条約締結の経緯

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは、国と国との間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。日本は平成6年4月に、この条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向き、子どもたちの人権を尊重し、保護していくためにつくられたものです。

もちろん、国によっていろいろな違った考え方、文化、伝統や法律がありますので、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

2 児童の権利に関する条約の主な内容

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもたちの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもたちの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもには遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

児童権利宣言

(1959年11月20日 国連第14回総会にて採択)

前文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、1942年のジュネーブ児童権利宣言に述べられており、また世界人権宣言並びに児童の福祉に関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするために、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。

第一条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己またはその家族のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第二条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当つては、児童の最善の利益について、最善の考慮が払われなければならない。

第三条

児童は、その出生のときから姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第四条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第五条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えなければならない。

第六条

児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できる限り、両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の保護を与える義務を有する。子どもの多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

第七条

1

児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

2

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

3

児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努

力しなければならない。

第八条

児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含められなければならない。

第九条

1

児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

2

児童は、適当な最低年令に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又その身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に、従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第十条

児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという十分な意識のなかで、育てられなければならない。

児童憲章

(昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (エンゼルプランの要旨)

平成6年12月16日 文部省・厚生省・労働省・建設省

子育て支援対策は、国や地方公共団体をはじめ、企業・職場や地域社会をも含めた社会全体で取り組むべき課題です。

政府においても、今後概ね10年間に取り組むべき施策について、エンゼルプランを策定し、社会全体の子育てに対する気運を醸成するとともに、子育て支援施策を総合的・計画的に推進することとしています。

このエンゼルプランは「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」厚生・文部・労働・建設の4大臣が、平成6年12月16日に合意したものです。

1 少子化社会への対応の必要性

- ・平成5年の合計特殊出生率は1.46と史上最低を記録。
- ・少子化については、子どもの自主性や社会性が育ちにくい、社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等の影響が懸念。
- ・こうした状況を踏まえ、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることができる子育て支援社会を形成していくことが必要。

2 わが国の少子化の原因と背景

(1) 少子化の原因

晩婚化の進行

わが国においては、男女とも晩婚化による未婚率が増大。

夫婦の出生力の低下

夫婦の持つ子ども数を表す合計結婚出生率はわずかであるが低下。

(2) 少子化の背景となる要因

女性の職場進出と子育てと仕事の両立の難しさ

女性の職場進出が進み、各年齢層において労働力率が上昇。一方で、子育てと仕事の両立の難しさが存在。

育児の心理的、肉体的負担

夫婦の子育てについての意識を見ると、“育児の心理的、肉体的負担に耐えられない”という理由がかなり存在。

住宅事情と出生動向

大都市圏を中心に、住宅事情が厳しい地域で、出生率が低いという状況。

教育費等の子育てコストの増大

子どもを持つ世帯の子育てに要する経費は相当な多額。近年教育関係費の消費支出に占める割合も増加。

3 子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点施策の趣旨

(1) 施策の趣旨

子育て支援を企業や地域社会を含め社会全体として取り組むべき課題と位置付けるとともに、将来を見据え今後概ね10年間を目途として取り組むべき施策について総合的・計画的に推進。

(2) 基本的視点

子どもを持ちたい人が、安心して子どもを産み育てることができるような環境を整備。

家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築。

子育て支援施策は、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮。

4 子育て支援のための施策の基本的方向

(1) 子育てと仕事の両立支援の推進

育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進等、雇用環境を整備。

低年齢児保育の拡充など保育サービスの整備を図るとともに保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化。

(2) 家庭における子育て支援

男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援策を強化。

安心して出産できる母子保健医療体制を整備するとともに、地域子育てネットワークづくりを推進。

(3) 子育てのための住宅及び生活環境の整備

良質な住宅の供給を促進することによるライフサイクルに応じた住宅の確保。

子どもの健全な成長を支えるため、遊び等の場、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、子どもにとって安全な生活環境を整備。

(4) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進

子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するための、ゆとりある教育を実現。

青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験などを通じて子どもが豊かな人間性を育めるような

家庭や社会の環境づくりを推進。

(5) 子育てコストの軽減

子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、社会全体としてどのような支援方を講じていくか検討。

5 重点施策

(1) 仕事と育児との両立のための雇用環境の整備

育児休業給付の実施など育児休業を気兼ねなくとることができる環境整備。

事業所内託児施設の設置促進など子育てしながら働き続けることのできる環境整備。

育児のために退職した者の再就職の支援。

労働時間の短縮等の推進。

(2) 多様な保育サービスの充実

保育システムの多様化・弾力化の促進。

低年齢児保育、延長保育、一時的保育事業の拡充。

保育所の多機能化のための整備。

放課後児童対策の充実。

(3) 安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実

地域における母子保健医療体制の整備。

乳幼児健康支援サービス事業の推進。

(4) 住居及び生活環境の整備

良質なファミリー向けの住宅の供給。

子育てと仕事の両立、家族のだんらんのためのゆとりある住生活の実現。

子どもの遊び場、安全な生活環境等の整備。

(5) ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実

ゆとりある学校教育の推進。

体験的活動機会の提供等による学校外活動の充実。

子育てに関する相談体制の整備等による家庭教育の充実。

(6) 子育てに伴う経済的負担の軽減

(7) 子育て支援のための基盤整備

地域子育て支援センターの整備。

地方自治体における取組み。

重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について
(新エンゼルプランの要旨)

平成 11 年 12 月 19 日

大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣合意

趣旨

少子化対策については、これまで、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(平成 6 年 12 月文部・厚生・労働・建設 4 大臣合意)及びその施策の具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(平成 6 年 12 月大蔵・厚生・自治 3 大臣合意)等に基づき、その推進を図って来たところであるが、平成 11 年 12 月に「少子化対策推進閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」において、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画(平成 11 年 12 月 19 日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣合意)を取りまとめることとされたことから、このプランを策定したものです。

施策の目標

1 保育サービス等子育て支援サービスの充実

必要なときに利用できる多様な保育サービスを整備する。
また、在宅の乳幼児も含めた子育て支援を充実する。

(1) 低年齢児の受入れ拡大

	平成 11 年度	平成 16 年度
〔需要の多い 0 ~ 2 歳の保育所受入枠〕	5 8 万人	6 8 万人

入所待機対策として、併せて、少子化対策臨時特例交付金の活用、保育所の設置主体制限の撤廃等の緩和、応急策として家庭的保育の導入等を行う。

(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進

	平成 11 年度	平成 16 年度
延長保育の推進 〔通常の 11 時間を超える保育〕	7, 0 0 0 ヶ所	1 0, 0 0 0 ヶ所
休日保育の推進 〔休日や祝日の保育〕	1 0 0 ヶ所	3 0 0 ヶ所

乳幼児健康支援一時預かりの推進 450ヶ所 500市町村
 〔病気回復期にある乳幼児の保育〕
 多機能保育所等の整備 平成16年度までに2,000ヶ所
 〔多様なサービスを提供できる多機能保育所等の保育所の整備(注)11年度補正の活用を含む〕

(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進

	平成11年度	平成16年度
地域子育て支援センターの整備	1,500ヶ所	3,000ヶ所
〔育児相談や育児サークル支援等を行うセンター〕		
一時保育の推進	1,500ヶ所	3,000ヶ所
〔専業主婦家庭の休養・急病や育児疲れ解消、パート就労等に対応した一時預かり〕		
ファミリー・サポート・センターの整備	62ヶ所	180ヶ所
〔地域において子育ての相互援助活動を行う会員制の組織〕		

(4) 放課後児童クラブの推進

	平成11年度	平成16年度
	9,000ヶ所	11,500ヶ所
〔保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の放課後対策〕		

2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

育児休業を取りたい人が、育児休業を取ることができるよう、以下の施策を実施

育児休業制度の実施に向けた検討

労働者が育児休業を取りやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるような復帰後の職務や処遇の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

育児休業給付の見直し

育児休業給付の給付水準については、40%への引上げ(現行25%)を平成12年度中に実施する。

事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進

育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度の創設

育児・介護休業者復帰プログラム実施奨励金の拡充

(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働きつづけることのできる環境の整備

	平成 11 年度	平成 16 年度
フレックステーレフォン事業の整備	35 都道府県	47 都道府県

〔子育てサービス等に関し、電話等による相談、情報提供〕

事業主による子育て支援の促進

事業所内託児施設助成金制度の拡充等助成金制度の利用の促進

子育てのための時間確保の推進に関する検討

以下の点について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度の拡充

育児等を行う労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に当該労働者が時間外労働の免除を請求することができる制度

労働時間短縮等の推進

週40時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を柱として年間総労働時間1,800時間の達成・定着に向けた労働時間対策に取り組む。

子どもの看護のための休暇制度の検討

子どもの看護のための休暇制度について実態を把握の上、その在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職制度の支援

	平成 11 年度	平成 16 年度
再就職希望登録者支援事業の整備	22 都道府県	47 都道府県

〔子育て等のために退職した再就職希望登録者に対するセミナー、情報提供、自己啓発への援助制等〕

3 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

(1) 固定的な性別役割分業の是正

職場における性別役割分業の是正

「女性と仕事の未来館」における女性の職域拡大のためのセミナー、相談、情報提供の実施等

男女雇用機会均等月間における均等推進企業表彰及び事業主に対する啓発活動の実施

男女の雇用機会均等の確保

女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）

に関する企業のトップセミナーや業種別使用者会議、中小企業の人事労務担当者等を対象にしたセミナーの実施

中小企業に重点を置いた男女雇用機会均等法の説明会の開催等による法の周知徹底

(2) 職場優先の企業風土の是正

国民的な広報活動の実施

仕事と家庭を考える月間等の機会をとらえ、労使の協力を得つつ、職場優先の企業風土の是正に関する意識啓発、広報活動を重点的に実施

ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

国際的なシンポジウム等を開催するとともに、事業主団体に対する助成金の支給、企業経営者や管理職等を対象としたセミナー、企業表彰を実施

4 母子保健医療体制の整備

母子保健水準の改善を目指し、安心して妊娠・出産・育児ができる体制を整備する。

国立成育医療センター（仮称）の整備等

国立成育医療センター（仮称・平成13年度開設）の整備や、それを中核とする成育医療に関する政策医療ネットワークの構築により、高度な小児、周産期、不妊等の医療提供、研究等を推進する。

総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制

平成11年度	平成16年度
10都道府県	47都道府県

小児救急医療支援の推進

	(平成13年度)
118地区	360地区
	(2次医療圏)

〔2次医療圏に小児専門の救急医療体制を整備〕

不妊専門相談センターの整備

平成11年度	平成16年度
24ヶ所	47ヶ所

〔不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談を実施〕

5 地域で子どもを育てる教育環境の整備

- (1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
 子どもセンターの全国展開
 [親や子どもに体験活動等に関する情報提供を行う組織の在り方の研究]
 365ヶ所(平成11年度) 1,000ヶ所程度を目標に展開
 子ども放送局の推進
 [教育情報衛星通信ネットワークを利用した、子ども向け番組の配信]
 約1,300ヶ所(平成11年度) 5,000ヶ所程度を目標
 に推進
 子どもの活動の機会と場の拡大のため各省庁等と連携した事業の推進
 子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域こども文化プランの推
 進
 子ども24時間電話相談(調査研究事業)の推進
 16府県(平成11年度) 47都道府県を目標に推進
- (2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備
 家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生を持つ親に順次配
 布
 家庭教育24時間電話相談(調査研究事業)の推進
 16府県(平成11年度) 47都道府県を目標に推進
 子育てサポーターの配置による地域における子育て支援ネットワー
 ク構築事業を実施し、その成果を各市町村に普及
- (3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れら
 れるような機会の充実
 地域のニーズに応えられるよう学校開放事業を推進するとともに、余裕
 教室を社会教育施設や社会福祉施設等に有効利用するための施策の推進
- (4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実
 保護者と地域のニーズに十分応えられるよう、預かり保育や子育て支援
 事業を推進

6 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

- (1) 学習指導要領等の改訂
 自ら学び考える力など一人一人の子どもたちに「生きる力」を育成する
 ことをねらいとして学習指導要領を改訂
 [幼稚園(平成12年度から実施)、小・中学校(平成14年度から実施)、

高等学校（平成 15 年度から学年進行で実施）、盲・聾・養護学校（平成 12 年度から順次実施）]

(2) 平成 14 年度から完全学校週 5 日制を一斉に実施

(3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進

総合学科の設置促進

124 校（平成 11 年度） 総合学科を設置する公立高等学校を高等学校の通学範囲（全国で 500 程度）に少なくとも 1 校整備

単位制高等学校の設置促進

中高一貫教育校の設置促進

4 校（平成 11 年度） 高等学校の通学範囲（全国で 500 程度）に少なくとも 1 校整備

(4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備

中学校、高等学校の全ての生徒が家庭科等において子どもの発達や家庭等に関する内容を学習するよう改訂した学習指導要領を平成 14 年度から中学校、平成 15 年度から高等学校で実施

高校生が幼稚園等で幼児とふれあう体験学習の機会の充実

高校生保育・介護体験総合推進事業を教育委員会に研究委託し、その成果を普及することにより、全ての高等学校において保育・介護体験を推進

(5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進

「心の教室」カウンセリング・ルームを平成 12 年度までに、5,234 校（全国の公立小中学校の半数）を目途に整備

スクールカウンセラー及び「心の教室相談員」を可能な限り多くの学校に配置

7 教育に伴う経済的負担の軽減

(1) 育英奨学事業の拡充

学生が自立し安心して学べるようにするため、希望する学生が奨学金の貸与を受けられるよう事業を充実

(2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

第 1 子に比べ第 2 子、第 3 子について保護者負担を軽減

満 3 歳児について希望者が入園できるよう条件整備を推進

8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

(1) ゆとりある住生活の実現

広くて良質な住宅の整備により、1人当たり床面積を欧米並みの水準に引き上げるとともに、居住環境を抜本的に改善

特定優良賃貸住宅制度の活用や公団賃貸住宅の供給により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進

住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりのある住宅の取得を支援

公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進

(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備

大都市の都心部等において、職住近接型の良質な市街住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公団賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てしやすい都心居住を推進

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備

(3) 安全な生活環境や遊び場の確保

住宅系地区等において、通過交通の進入を抑えるコミュニティ道路や歩車共存道路などの整備を推進

コミュニティ道路やハンプ、クランクなどの面的に整備するコミュニティ・ゾーン形成事業を推進

「通学路点検」や「交通安全総点検」などによる、子どもの視点に立った歩道の補修などの改善を推進

市街地における幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによるバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を推進

都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備

子 化 社 会 対 策 大 綱

1 大綱策定の目的

我が国は、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなった。合計特殊出生率は過去 30 年間、人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま、ほぼ一貫して下がり続け、この流れが変わる気配は見えていない。日本が「子どもを生み、育てにくい社会」となっている現実を、我々は直視すべき時にきている。

未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、近年では結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、このままでは出生率の低下は更に進むことが予想されている。

急速な少子化の結果、我が国はあと 3、4 年で人口減少時代を迎える。いわゆる第二次ベビーブーム世代が、子どもを生み、育てる時期に入っているにもかかわらず、第三次ベビーブームが起こる気配はない。

こうしたことの背景に、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感が大きいこと、家庭生活との両立が困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化、若年失業の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されている。

こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしている。経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、我々が直面する深刻な問題の多くは、少子化の結果としての人口構造の歪みに起因しているといっても過言ではない。さらに、少子化が進むことによって、同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や乳幼児とふれあって育つ環境までも子どもたちから奪われつつある。子どもにとって健全に育ちにくい社会となることで、自立した責任感のある社会人になることが難しくなっていると懸念されている。

しかし、こうした現実に対する危機感が社会で十分に共有されてきたとはいえない。

次代を託す新たな生命が育ちにくくなっており、虐待なども起きている現状を社会全体の問題として真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換することが緊喫の課題になっている。

このため、子どもや子育て家庭を、世代を越え、行政や企業、地域社会も含め、国民すべてが支援する新たな支え合いと連帯を作り上げることが求められている。また、子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、さらには親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会をつくることを国の最優先課題とすることが求められている。

我が国の人口が転換期を迎えるこれからの 5 年程度をとらえ、集中的な取組

に踏み出すとともに、その成果を厳正に評価し公表することが急務である。その際、国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある。

子どもは社会の希望であり、未来の力である。次代を担う生命がたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会への変貌は、すべてに優先されるべき時代の要請となっている。少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策としてこの少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。

2 少子化の流れを変えるための3つの視点

子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で応援するとの基本的考え方に立って、少子化の流れを変えるための施策を国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、今後の政府の取組の方向性を視点として3つ掲げる。

なお、施策の推進に当たっては、ライフステージの各段階に応じて必要な施策を有機的に組み合わせ、効果的に講じ、受けられる支援の情報が広く的確に届くよう取り組む必要がある。

(1) 自立への希望と力

『若者の自立が難しくなっている状況を変えていく。』

若者が、自己実現や社会への参画を目指しながら、自己の選択として、職業や結婚、出産、子育てを自らの人生において積極的に位置付けていくことは、自立した社会人となる上で非常に大切なことである。

しかし、近年それを阻む要因として、若年失業者やいわゆるフリーターの増大など、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況がある。学校を卒業あるいは中退した後、就職も進学もせずその意欲もない状況に陥る多数の若者の存在が懸念されており、親元に同居し基礎的生活コストを親に支援してもらっている未婚者も増加していることが指摘されている。引きこもりや不登校など子どもたちを取り巻く状況は近年ますます厳しさを増している。

早い頃からの職業意識の醸成のための教育や、教育と雇用との間で連携の取れたキャリア形成を支援することなどにより、若年失業の流れを転換してゆくことが求められている。

また、子どもが自立した若者へと成長していくためには、自然や人と直接ふれあうことによって、心豊かにたくましく育ち、生活や社会、自然とのかかわりを学び、生きる力を発揮できるようにしていくことが重要である。

(2) 不安と障壁の除去

『子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく。』

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもない。近年、未婚化、晩婚化が進んでいるが、その背景には結婚に対する考え方の変化がある。また、結婚を望んでも出会いの機会が限られるという状況や、出産を希望しても仕事と子育ての両立の困難からあきらめるといった状況がしばしば指摘される。

家族の多様化、小規模化が進む中で、家庭で子育てに当たる親には子育ての負担を一人で抱え込むこと、社会活動を制限されることなどに対する不安が大きく、子どもを生み、育てる上での障壁も大きい。特に低年齢児や在宅での育児に対する支援は限られている。

また、日本では、父親が育児にかかる時間が世界でも突出して少ないことが指摘され、妻の就労の有無にかかわらず、父親が親としての役割を積極的に果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要になっている。親となった男性がその役割を十分担うことができるよう、職場を始め社会が応援する風土や意識が求められている。

さらに、子どもが小さいうちは家庭で育てたいと願い退職した者が、その後必ずしも自らの意欲や能力をいかした良好な再就職の機会に恵まれていない。

結婚や出産をためらわせる障壁を極力取り除き、子育ての不安や負担を軽減するため、希望する者が結婚や出産、子育てをしやすい環境整備と併せ、職場優先の風土を是正する「働き方の見直し」を喫緊の課題とし、家族の時間や私的活動の時間を大切にできる職場風土をつくることが求められている。

(3) 子育ての新たな支え合いと連帯 - 家族のきずなと地域のきずな -

『生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。』

家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場である。しかし、職場優先の風潮などから子どもに対し時間的・精神的に十分向き合うことができていない親、無関心や放任といった極端な養育態度の親などの問題が指摘されている。家庭において夫婦が子育ての喜びを共有することで、親から子へ子育ての喜びや楽しさが伝えられることにもつながる。

人々が自由や気楽さを望むあまり、家庭を築くことや生命を継承していくことの大切さへの意識が失われつつあるとの指摘もある。学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家庭を築くことの大切さの理解を深めることが求められている。

『子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。』

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものである。同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負い切れなくなってきており、さらには虐待などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。また、社会経済の変化や少子化に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわるニーズは大きく変化してきており、小児医療、母子保健などの多様なニーズに対し、適切な対応が求められている。

このため、かつて家族や地域・集落が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で再構築するとともに、子育てを社会全体で支援していく「新たな支え合いと連帯による子育て支援」の体制をつくり上げていくことが求められている。

また、公共空間を始めとする生活環境において、妊婦、子ども及び子ども連れの人への配慮が行き届いた「子育てバリアフリー」を推進するとともに、地域、職場など社会のあらゆる場面で、子育てや家庭生活が尊重され、社会を挙げて子育てを応援する社会風土の醸成や子どもを大切に作る国づくりが求められている。

その際、国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある。

3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題

上記の3つの視点を踏まえ、特に集中的に取り組むべき重点課題を4つ設定する。

(1) 若者の自立とたくましい子どもの育ち

就業を自らの人生設計の中で主体的に位置付けられるようにするとともに、国、地方公共団体、教育界、産業界等が一体となって、若者の自立を阻む要因となっている就業困難を解消するための取組を積極的に進める。

多くの若者にできるだけ早い段階から社会とのかかわりを実感することのできる機会を提供するため、小学校や中学校段階からの職場見学、就業体験など早い時期から職業意識を醸成する教育に取り組む。

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう、奨学金制度による支援を一層推進する。

子どもが自立した若者へとたくましく育ち、意欲にあふれ、活動的な社会人となり、自立し次代の社会を担っていくことができるよう、家庭・学校・地域において子どもたちが生きる力を発揮できるような取組を進める。自然の中での集団生活の体験などの豊かな体験活動や、社会とかわり様々な人と接するボランティア活動の機会を積極的に提供し、また、子どもたちが放課後や週末に活動する場を提供する。こうした取組を通じ、子どもが自然や家族以外の人と直接ふれあうための様々な出会いや体験活動を豊かに持つ中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲や体力を養っていくことができるよう、社会全体として支援していく。

(2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

これまでの仕事と家庭の両立支援の取組の不足していた点を省みて、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスが取れるように働き方を見直す。子育てと仕事が両立できる職場づくりは企業の社会的責任であるとともにこれからの経営に様々な利点をもたらすものとの認識に立って、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく行動計画の策定とその目標の達成に向けた取組が進むよう促すとともに、国・地方公共団体等の特定事業主における社会全体の牽引役としての取組を促す。

結婚や出産後も育児をしながら働くことができるようにするための取組を進める。

育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置、職業能力の維持、向上のための措置等の実施を推進する。きめ細かい総合的な再就職支援策の推進を図ることにより、再就職を希望する者が円滑に再就職できるようにする。

妻の就労の有無にかかわらず、男性が、育児や教育を含め、親としての役割を積極的に果たしていけるようにするための新たな取組を推進する。

職場の自主的な取組に加え、世代を越えた国民全体の責務として、子育てと仕事の両立を困難にする風土の改革を強力かつ計画的に進める。職場の管理職や地域の町内会等で中核的役割を担う人の意識改革のための取組を進めるなど、男女がともに子どもを生み、育てやすい環境を整備する。

(3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

幼い段階からの親や身近な者との愛着形成、幼い子どもとのふれあいの体験などを通じて子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくることにより、将来の親となる世代が生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高め、社会とのかかわりや人とのつながりを大切にするについて、家庭、学校、地域において理解を深める取組を推進する。

子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解を

深める取組を推進する。

安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について理解を深める取組を推進する。

(4) 子育ての新たな支え合いと連帯

子どもたちが健やかに育っていくよう支えていくためには、個々の子育て支援施策について一層の充実を図るとともに、子どものための最善の利益を基本とし、親のニーズも踏まえた効果的なものとしていくことが求められている。

例えば、子育て支援施策は、育児休業や勤務時間の短縮などの働き方にかかわる施策、幼稚園・保育所における施策、多様な地域子育て支援事業、小・中学生の放課後対策、児童手当等の経済的支援など、多岐にわたっている。社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、これらの様々な子育て支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方を検討していく。

また、社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

特に地方公共団体は、地域の特性に応じた多様なニーズや生活実態を十分に把握し、それを十分に反映しながら次世代法に基づく行動計画を策定し、自主性を存分に発揮しつつ効果的な施策を実施する。

待機児童ゼロ作戦の実施により、保育所の待機児童の解消のための取組を進める。

小・中学生の放課後の受入体制を、大都市周辺部を中心に整備するとともに、利用者のニーズや地域の実情に応じ効果的な放課後対策の取組を推進する。

すべての子育て家庭が利用できるよう身近な場所に地域での子育て支援の拠点を作り、子どもの育ちの段階に応じた「親と子の育ちの場」の提供を進め、親の成長と子育てを支援していく。

その際には、身近な近隣地域レベルでの子育て支援で地域の力を生かす必要がある。幼稚園や保育所などを地域に開かれたものにしていくとともに、NPOなどの民間団体も含めた多様な主体が参加できるように、子育て支援の取組をきめ細かく推進する。

児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会、あるいは障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭のニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりにつながるとの認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る。

地域において、いつでも安心して保健医療サービスが受けられるようにするための小児救急医療体制を含め、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる保健医療の充実を図る。また、児童福祉、小児医療などが連携して子どもの健やかな育ちを継続的に支え、子どもの危機に対応することができるよう、体制整備を図る。

妊婦、子ども及び子ども連れの人への配慮が行き届いた子育てバリアフリーの観点から、建築物、公共交通機関及び公共施設等の生活環境についてハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進する。

4 推進体制等

(1) 内閣を挙げた取組の体制整備

本大綱に基づき、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚で構成する少子化社会対策会議を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。また、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

このため、少子化社会対策会議の下に、民間有識者の意見を反映させる仕組みをつくり、少子化の流れを変えるための施策を評価し、その結果を公表するとともに、関連施策の事前、事後のチェック体制をつくり、十分な成果が生まれるよう施策の推進につなげる。

経済財政諮問会議、総合科学技術会議、男女共同参画会議等の関係する重要政策会議等との間で緊密に連携・協力を図り、施策を推進する。

(2) 重点施策についての具体的実施計画

本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成 16 年中に施策の具体的実施計画（新新エンゼルプラン）を策定する。

(3) 構造改革特別区域制度の活用

地域の実情に応じた子育て支援に取り組み、地方公共団体が創意工夫しやすいような取組ができるよう、構造改革特別区域制度の活用を図る。構造改革特別区域においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

(4) 国民的な理解と広がりをもった取組の促進

本大綱を踏まえ、各界代表者の参加により開催されている「少子化への対応を推進する国民会議」（平成 11 年 6 月設置）の取組方針について必要な見直しを行い、更に一層の国民的な理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進し、また、広く国民に向けた情報発信

を行っていくこととする。

(5) 大綱のフォローアップ等

本大綱については、施策の進捗状況とその効果、出生率の動向等を踏まえ、毎年フォローアップを実施していくとともに、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。

別紙

重点課題に取り組むための28の行動

上記の3つの視点で示された方向性を踏まえ、4つの重点課題を受けて、まず着手する当面の具体的な行動を28項目掲げて実践する。さらに、重点課題を実現するために必要な取組についても推進する。

〔若者の自立とたくましい子どもの育ち〕

(1) 若者の就労支援に取り組む

- ・ 「若者自立・挑戦プラン」(平成15年6月10日 文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣合意)に基づき、若者の職業的自立を促進するため、教育・雇用・産業政策の連携の強化、政策資源の重点投入、官民一体となった総合的な取組の強化を図る。

具体的には、教育段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策を講じる。学校と企業・地域が連携した職場体験やインターンシップの推進などを通じて、小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ組織的・系統的に勤労観・職業観を育成するキャリア教育を実施する。特に、中学生に対する集中的な職場体験の先進的な取組について、普及を図る。また、「実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)」の導入、専門的人材の配置による就職相談の充実を図るとともに、専修学校等を活用した短期教育プログラムの開発等による若者の能力の向上を図る。

さらに、通年採用の普及、トライアル雇用の積極的活用等により、就業経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備を進めるとともに、能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備を図る。

若者の生の声を聞き、きめ細かな効果のある政策を展開するための新たな取組として、民間を活用し、若年者に雇用関連サービスを1か所でまとめて提供する場(若年者のためのワンストップサービスセンター)を整備する。

こうした取組等を通じて、平成18年度までに、若年失業者等の増加傾向の転換を目指す。

(2) 奨学金の充実を図る

- ・ 若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように、奨学金制度による支援を一層推進する。

(3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する

- ・ 子どもたちが、地域や社会とのかかわりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長することができるよう、地域と学校の連携の下に、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供する。このため、芸術文化・伝統文化体験、スポーツ、農林漁業体験、自然体験などの体験活動やボランティア活動の普及・促進を図る。
- ・ 夏休み等を利用して、地方公共団体と自然体験活動を推進する青少年団体との協力の下、子どもたちが青少年教育施設、野外活動施設や農家などで共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動を行ったり、学校教育活動として、都市と農山漁村の交流による体験活動や、宿泊学習等の共同生活体験を行う取組を支援し、全国的な普及を図る。
- ・ 都市公園、河川空間、森林等の整備や使用方法を工夫するなどして、身近な自然に安心してふれあうとともに、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域全体で確保する。
- ・ 児童館や学校などを活用し、子どもたちが放課後や週末にスポーツや文化活動をしたり、乳幼児や高齢者などの様々な世代と交流することのできる活動を推進するとともに、運動場の芝生化など、多様な活動の機会や場所づくりを進める。また、我が国の伝統や文化を子どもたちに伝えていくことができるよう指導者を養成するとともに、高齢者等の他世代との交流等の体験の機会を提供する。
- ・ 地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携して、青少年が社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を通して社会とのかかわりを学ぶことができる継続的な活動の場を提供したり、引きこもりがちな青少年など悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供し、社会参加のきっかけをつかむことができる取組を推進する。

(4) 子どもの学びを支援する

- ・ 子どもたちに「確かな学力」、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進する。このため学校運営や学区の弾力化等による魅力ある公立学校づくり、総合学科や単位制高等学校等の特色ある高等学校づくりを進める。保護者会の夜間開催、PTA活動への働く親の参加促進など、学校に地域住民が参加しやすい環境を整備する。

〔仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し〕

(5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する

- ・ 次世代法に基づく、仕事と子育ての両立等に関し企業における自主的な取組の促進を図るための一般事業主行動計画の策定・実施を支援するとともに、同法に基づく基準に適合する一般事業主の認定制度の活用を促進する。さらに、次世代法の認定企業を中心に行動計画の内容や達成状況を自主的に公表することを促す。特定事業主に関しては、自らの行動計画を公表するとともに、国においてはその実施状況を公表し、地方公共団体等に対してその実施状況の公表を促す。
- ・ 企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知・広報等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度を持ち多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進を図る。

(6) 育児休業制度等についての取組を推進する

- ・ 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長や子どもの看護休暇制度の創設などにより、仕事と子育ての両立支援等をより一層推進する。
- ・ 育児休業取得率等についての社会全体での目標値の達成に向け、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発等に取り組む。また、安心して就業が継続できるようにするため、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置の導入を図る。さらに、子どもの看護休暇の取得促進を図る。
 - ・ 男性の育児休業取得率 10%（平成 14 年度実績 0.33%）
 - ・ 女性の育児休業取得率 80%（平成 14 年度実績 64%）
 - ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率 25%（平成 14 年度実績 9.6%）
- ・ 育児休業取得後などに安心して就業が継続できるようにするため、職業能力の維持、向上のための措置等の実施を一層推進する。

(7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

- ・ 男性労働者が子育てのための休暇等（育児休業・看護休暇・年次休暇等）を取得しやすくするための取組（例えば、男性の子育て参加のための父親プログラムを労働者自ら作成し、職場全体でプログラムの実施をサポートする取組など）の普及を図る。

(8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- ・ 年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減等により、年間総実労働時間

1,800 時間の達成・定着を図るとともに、フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度の普及を図る。

- ・ 「ワークシェアリングに関する政労使合意」（平成 14 年 3 月 29 日厚生労働大臣・日本経営者団体連盟会長・日本労働組合総連合会会長合意）に基づき、政労使が一体となって、制度導入に当たっての問題点に対する解決策の検討などワークシェアリングの環境整備等に早期に取り組む。業種別に短時間正社員等の多様な働き方に係るモデルの開発・普及等により、「多様就業型ワークシェアリング」の普及を促進する。
- ・ IT を利用したテレワーク推進のため普及啓発を図る。
- ・ パートタイム労働法に基づく指針におけるパートタイム労働者の働き方に見合った均衡処遇の考え方の普及を促進する。
- ・ 働く者が生涯を通して仕事と生活の調和のとれた働き方を実現できるよう、より一層柔軟な働き方を可能とする環境の整備を始め、雇用制度全般にわたる見直しを行い、法的整備を含め所要の措置を検討する。
- ・ 公務員について、公務運営の維持に配慮した上で、フレックスタイム制、短時間勤務制、裁量勤務制等の多様な勤務形態の導入について検討を進め、これを踏まえた適切な対応を行う。また、民間企業の状況を踏まえつつ、小学校就学始期までの子どもを養育する公務員に対する仕事と子育ての両立支援策について検討する。

(9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

- ・ 男女雇用機会均等法に基づく妊娠・出産等を理由とした解雇の禁止や通院休暇等の母性健康管理の措置、労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定の周知徹底を図るとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、職場内で仕事と家庭の両立を尊ぶ職場風土の形成、職場慣行の是正に向けた啓発活動を行う。

(10) 再就職等を促進する

- ・ 育児等を理由として退職し、再就職を希望する者に対して、情報提供やキャリアコンサルタント等による相談の実施、育児時間に配慮した職業訓練の推進等、再就職準備のための計画的な取組が行えるようきめ細かい総合的な再就職支援策の強化を図るとともに、出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置を促進する。
- ・ 就業の意欲と能力がありながら育児等の負担のためにすぐには就職できない者等に対し育児・家事等と就職の両立を支援することを目的とした「両立支援ハローワーク」において、職業情報の提供、ガイダンスの実施、多様な職業紹介の実施等による再就職の援助を推進する。

〔生命の大切さ、家庭の役割等についての理解〕

(11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

- ・ 中・高校生等が、保育所、児童館、乳幼児健診の場等に参加し、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を進めたり、中・高校生等のボランティアベビシッターの育成を図ること等により、子どもや家庭の大切さを理解できるようにする。

(12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

- ・ 家庭、学校、地域などにおいて、子どもを生ま、育てることの喜びや意義、生命の尊厳、命の継承の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めるようにする。また、学校教育において、発達段階に応じて、少子化社会の問題とその対応についての理解を深めるようにする。

(13) 安心して子どもを生ま、育てることができる社会の形成についての理解を進める

- ・ 家庭、学校、地域、職場などにおいて、本大綱の目的についての理解を深めるとともに、安心して子どもを生ま、育てることができる社会の形成についての理解を深めるようにする。
- ・ 家庭を築き、子どもを生ま、育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進める。

〔子育ての新たな支え合いと連帯〕

(地域における子育て支援)

(14) 就学前の児童の教育・保育を充実する

- ・ 待機児童ゼロ作戦の実施により、待機児童の多い都市を中心に、計画的に保育所等の受入児童数の増大による待機児童の解消のための取組を進める。待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、保育所分園の設置促進、園庭を付近の広場・公園で代用可とする扱い等の設置基準の弾力化等の規制緩和措置などを通じて、質の高い認可外保育施設の認可保育所への転換を促進するとともに、保育事業に多様な主体が参入しやすくなるよう条件整備に努める。地域の実情に応じ、PFI方式の活用、公有財産の貸付けや公設民営方式の活用により、多様な事業者の能力を活用した保育所の設置運営を促進する。
- ・ 公立保育所における延長保育の民営保育所並みの実施を目指し、一時保育、

休日保育等多様なサービスのより一層の充実を図るとともに、送迎サービスの推進、病気回復期のため集団保育が困難となる間の一時預かり等の事業等の推進を図る。また、幼稚園における預かり保育等の子育て支援の推進を図る。

- ・ 複数企業間での共同設置を含め、事業所内託児施設の設置について、経済的支援や設置の手引き、先進事例の紹介などにより、推進する。
- ・ 保護者や地域の実情に応じ、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、多様な教育・保育を提供できるよう、職員資格の併有や施設設備の共用など、幼稚園と保育所の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育と小学校との連携を進める。
- ・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度からの本格実施を目指す。
- ・ 幼稚園及び保育所の教育・保育の内容の充実を図りつつ、利用者の選択にも資するよう、情報公開を促進するとともに、保護者や地域住民の意見を踏まえ、自己点検評価や第三者評価を推進する。

(15) 放課後対策を充実する

- ・ 放課後児童クラブや地域のすべての児童に活動の場所を確保する事業など、小・中学生の放課後の受入体制を、大都市周辺部を中心に整備する。利用者のニーズや地域の実情に応じ、民間主体や地域の人材の活用により効果的な放課後対策の取組を推進する。

(16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

- ・ 子育て中の親子が集まって相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」や、子育てサークル支援や育児相談を行う「地域子育て支援センター」等について、余裕教室等公共施設の余裕空間や、商店街の空き店舗なども活用しつつ、身近な場所での設置を推進する。
- ・ 子どもの育ちの段階に応じ、地域の幼稚園、保育所や児童館などを使った多様な子育て講座、親子教室、相談事業など、親が子育ての知識や考え方を身に付け、安心して子育てに取り組めるよう「親と子の育ちの場」の提供を進める。

その際、行政と子育て支援団体との連携に留意するとともに、時間設定において働く親への配慮や、託児など子どもを連れた親への配慮をする。

- ・ 子育て家庭が適切に必要なサービスを選択できるようにするため、市町村ごとに「子育て支援総合コーディネーター」を配置する。また、子育て中の親の気軽な相談相手となる「子育てサポーター」のリーダーとなる人材等の養成を行う。

- ・ 子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

(17) 家庭教育の支援に取り組む

- ・ 基本的倫理観や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援するため、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供を行うとともに、家庭教育に関する相談体制の整備等に取り組む。
その際、行政と子育て支援団体との連携や、家庭教育手帳の活用に留意するとともに、父親の家庭教育への参加、時間設定において働く親への配慮や、託児など子どもを連れた親への配慮をする。

(18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

- ・ NPOなどの民間団体による地域住民の主体的な子育て支援活動を支援し、地域の高齢者などを含め、地域住民の力を積極的に活用するとともに、世代間交流を促進する。

(19) 児童虐待防止対策を推進する

- ・ 児童虐待の発生を予防するため、産後間もない時期からの一般の子育て支援を充実するとともに、地域からの孤立や育児不安など養育支援が必要となりやすい状況にある家庭を把握し、訪問支援する取組を推進する。
- ・ 児童虐待を早期に発見し対応するため、児童相談所や市町村、学校等の関係機関の機能を強化するとともに、虐待防止ネットワークの設置促進など相互の連携による取組を推進する。
- ・ 児童虐待を受けた子どもについて、保護や自立の支援、親子の再統合の促進への配慮、良好な家庭的環境で生活するための支援を行うため、里親の拡充や施設等の充実、適切な教育の確保、家族も含めた在宅支援の強化を図るとともに、居住の場所の確保、進学や就業の支援など自立を支援するための施策を講じる。また、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者の指導・支援の在り方等の調査研究等を進める。

(20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

- ・ 母子家庭及び父子家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、母子家庭等の子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を総合的に推進し、自立を支援する。
- ・ 障害児の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供し、豊かな地域生活を送ることができるようデイサービス等の充実を図るとともに、家族に対する支援を行う。
- ・ 発達障害に対して相談・助言等を行う自閉症・発達障害支援センターの整

備を進めるとともに、関係機関の連携により、早期発見と診断、相談支援、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等の幼児期から成年に至るまでの継続した支援を行う。

- ・ 小児慢性特定疾患対策について、治療法の進歩など事業を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、法律上位置付けるとともに、制度の改善・重点化を図り、新たな小児慢性特定疾患対策を確立する。

(21) 行政サービスの一元化を推進する

- ・ 地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的連携の仕組みを作り、窓口や情報の一本化を図るなど、一元的な行政サービスの実施を促進する。

(子どもの健康の支援)

(22) 小児医療体制を充実する

- ・ 病院小児医療の不採算、医師の過重労働等の構造的問題を解決し、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。そのため、小児科・産科医師の確保・育成を図るとともに、小児医療についての診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。卒後臨床研修における小児科研修の必修化を踏まえ、小児科研修の充実を図る。研修科目全般の見直しの中で小児科を初期研修の基本研修科目とする方向で検討する。医療機関において臨床心理士、保育士など小児医療を支援する職種の十分な確保や、児童福祉、教育など関係機関との十分な連携体制の整備を図る。

(23) 子どもの健康を支援する

- ・ 子どもの食生活の支援マニュアルの開発や「食生活指針」の推進などにより、「食育」の普及を図る。
- ・ 家庭内等における子どもの事故予防のための調査研究等を推進する。
- ・ こころの健康づくり対策として、医師、保健師等を対象に、児童思春期における心の問題に対応できる専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター等において、児童思春期の専門相談の充実を図る。
- ・ 性に関する健全な意識の涵養と正しい理解の普及、相談等の取組を図るとともに、子どもの心身の発達に関する研究活動を推進する。

(妊娠・出産の支援)

(24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

- ・ 妊娠・出産に関する相談、妊産婦が利用しやすいサービス提供など、妊娠・出産に関する総合的な支援体制を充実するとともに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図る。また、危険な状態にある妊産婦

や未熟児等に対応するため、周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実するとともに、診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。

(25) 不妊治療への支援等に取り組む

- ・ 不妊に関する総合的な相談等を行う「不妊専門相談センター」の都道府県ごとの整備を進めるとともに、不妊治療に関する情報提供を充実する。心理的な負担になることのないよう配慮しつつ、不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組むとともに、不妊治療への経済的支援を行う。

不妊を取り巻く要因など不妊に関する研究の取組を進める。また、子どもに恵まれない人で子育てを希望する者に対し、里親制度等の周知等を図る。

(子育てのための安心、安全な環境)

(26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進や、持ち家に係る融資制度や税制優遇措置の活用、公共賃貸住宅における地域の実情に応じた多子世帯の優先入居制度の活用を通じ、二世帯住宅を含め多様な居住形態に対応しつつ、子育てに適した住宅の確保を支援する。また、通勤時間の短縮にも資するよう、建築規制の特例措置の活用による都心型住宅の供給促進や、総合的な住宅市街地の再生・整備により職住近接を推進するほか、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援施設との一体的整備を推進する。さらに、シックハウス対策を推進する。

(27) 子育てバリアフリーなどを推進する

- ・ 妊婦、子ども及び子ども連れの人々が利用する建築物、公共交通機関及び公共施設等について、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、ベビーベッド等の設置されたトイレの整備を男性による利用にも配慮しながら促進する。また、各種施設における、妊婦や乳幼児連れの人々も利用できる駐車施設の建物入口近くへの確保を促進する。
- ・ 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、公共交通機関や宿泊施設等のバリアフリー状況についての情報提供を推進するとともに、子育てバリアフリーの普及啓発を図る。
- ・ 劇場、レジャー施設など多くの者が利用する公共的施設・機関において、子ども連れ家族の優先的な入館や料金割引サービスの普及を促進するため、関係省庁の協力の下に関係業界等に対して要請する。乳幼児同伴の利用者等に対応した、区画された観覧室の設置など、子ども連れ家族が劇場、ホールに来やすい環境の整備を促進する。

- ・ 妊婦、子ども及び子ども連れの人が安全にかつ安心して通行することができる道路交通環境を整備する。
- ・ 建築物、公園等の施設等に関する安全対策を推進し、妊婦、子ども及び子ども連れの人が、安全にかつ安心して利用できる環境を整備する。
- ・ タクシー事業者と子育て支援センター等が連携し、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS（スペシャル・トランスポート・サービス））の普及を推進する。
- ・ 育児負担の軽減等に役立つ製品の研究開発を推進するとともに育児にかかる製品の安全性の確保を図る。

（経済的負担の軽減）

（28） 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

- ・ 児童手当について、支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了前までに引き上げる。
- ・ 個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討する。

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について

平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日
少子化社会対策会議決定

策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成 2 1 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね 1 0 年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この 5 年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

施策の内容・目標

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援の充実

若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

職場体験等を通じて、小・中・高等学校におけるキャリア教育の更なる推進を図る。

キャリア探索プログラムの推進

職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるため、ハローワークを通じ、企業人等を講師として学校に派遣する。

インターンシップ(就業体験)の推進

インターンシップに前向きに取り組む大学等の支援を通じ、学生の学習意欲の向上や高い職業意識の向上等に意義を有するインターンシップを推進する。

若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における支援の推進

若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)において、地域の企業や学校などと連携し、若年者向けの情報提供、カウンセリングや職業紹介などの各種サービスを一貫して提供する。

若年者試行雇用の活用

常用雇用移行率 80%

(平成18年度までの目標)

学卒未就職者などの職業経験が十分ではない若年者を対象に、3か月間の試行雇用を活用し、常用雇用の実現を支援する。

日本版デュアルシステムの推進

若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と教育・職業訓練の組合せ実施により、若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システムである「日本版デュアルシステム」を推進する。

キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進

約2万人(15年度)

約5万人

(平成18年度までに達成)

個々人の職業生活の設計や、それに即した職業選択、能力開発等を支援する「キャリア・コンサルタント」を養成するとともに、その活用を推進する。

職場定着の促進

新規学卒就職者の就職後3年以内の 離職率を毎年度対前年度比で減少

(平成18年度までの目標)

地域における若年労働者の相互交流や企業人事管理者の講習等の取組を促進するとともに、働くことに関わる幅広い相談に身近に応ずる体制を整備する。

目指すべき社会の姿

若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる(早期に若年失業者等の増加傾向を転換(フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す))

(注)目指すべき社会の姿は、本プランに掲げた具体的施策を中心に、関連する施策を総合的に推進することにより、実現を目指すものとして掲げた。(以下同様。)

(2) 奨学金事業の充実

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように支援する。

(具体的施策)

日本学生支援機構奨学金事業の充実

(今後5年間の目標)

基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように、奨学金制度による支援を一層推進する。

目指すべき社会の姿

教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進

子どもたちが放課後や週末に様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行えるような地域における取組の推進を図る。

地域ボランティア活動の推進

子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、高等学校等におけるボランティア活動の単位認定等の取組を促進するなど、地域におけるボランティア活動の全国的な展開を推進する。

学校における体験活動の充実

全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、異なる環境における豊かな体験活動の促進や、長期にわたる集団宿泊等の共同体験等をはじめとした、他校のモデルとなる体験活動に取り組む。

青少年の自立を支援する体験活動の充実

全国に普及

(平成19年度までに達成)

青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青年の長期社会体験活動等の主体性・社会性をはぐくむ体験活動を推進する。

こどもエコクラブ事業の推進

小中学生のこどもエコクラブ登録者数

82,299人(15年度) 11万人

(平成18年度までの目標)

こどもエコクラブを通じて、身近な地域社会での自主的な環境学習を行う機会の提供などの体験活動の推進を図る。

子どもパークレンジャー事業の推進

子どもパークレンジャー事業を通じて、国立公園等の豊かな自然の中で自然や環境の大切さを学ぶ機会の提供などの自然体験活動の推進を図る。

農林漁業体験活動等の推進

農山漁村の豊かな自然環境の中で、様々な農林漁業体験活動や自然体験活動等を経験することを通じた人間性の育成を図るとともに、身近な自然に安心してふれあえる環境整備を推進する。

都市公園の整備

都市公園の整備やその活動を通して、身近な自然にふれあうとともに、自由に遊べる場を地域全体で確保する。

河川空間を活用した体験活動の推進

NPO、ボランティア団体等と連携し、河川特有の機能を十分に活かした取組を推進するとともに、必要に応じて交流・自然体験・環境教育の場としての身近な水辺環境の整備を実施する。

自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり

海辺における自然・社会教育活動等を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸づくりを推進する。

目指すべき社会の姿

ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

(具体的施策)

義務教育改革の推進

義務教育の到達目標の明確化、学力の向上、教員の資質向上などをはじめとする義務教育改革を推進し、信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを図る。

「生きる力」の育成

学習意欲の向上や指導の改善等をねらいとする「学力向上アクションプラン」の推進や習熟度別指導や少人数指導の推進等により「確かな学力」の向上を図るとともに、学校における体験活動の充実等による豊かな人間性の育成を図る。また、学校における体育・運動部活動の充実等により子どもの健康・体力をはぐくむ。

地域に開かれ信頼される学校づくり

学校評価の実施及びその結果の公表を促進することにより、学校の説明責任を果たし、教育活動の改善を図る。学校評議員制度や、保護者や地域住民が公立学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置を促進する。

特色ある高等学校づくり

多様化する生徒の実態に対応し、生徒の個性を最大限に伸ばすため、将来の科学技術系人材や専門的職業人の育成や、総合学科や単位制高等学校など特色ある学校・学科等の設置を

推進する。

目指すべき社会の姿

子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。

企業等におけるもう一段の取組の推進

(具体的施策)

一般事業主行動計画の策定・実施の
支援

(今後5年間の目標)

行動計画を策定し、次世代育成支援に
取り組む企業の割合

大企業 100%

中小企業 25%

次世代育成支援対策推進法に基づく認
定企業数

計画策定企業の20%以上

中小企業も含め、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、当該計画に定める目標達成など一定の基準に適合する企業を認定し、その好事例について広く普及を図る。

ファミリー・フレンドリー企業の普及
促進

表彰企業数

227 企業(16 年度までの累計)

700 企業

(21 年度までの累計)

事業主の意識啓発等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度と職場環境を持つ企業(ファミリー・フレンドリー企業)の普及を促進する。

育児休業制度等についての取組の推進

(具体的施策)

育児休業制度の定着

(今後5年間の目標)

育児休業制度を就業規則に規定してい
る企業の割合

61.4%(14 年)

100%

育児・介護休業法について、制度の周知等を図るとともに、企業の制度として定着するよう、育児休業制度が就業規則に未整備の事業所への指導を徹底する。

育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進

育児休業取得率の目標達成に向け、職場の意識改革を進めるための啓発活動や好事例の普及を図る。また、事業主に対する指導や助成等により、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の導入促進を図る。

時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着

育児中の労働者が請求した場合には、時間外労働が制限（年150時間まで）される制度及び深夜の労働が免除される制度や、労働者が病気やけがをした子の看護のために休める制度の周知・徹底を図る。

男性の子育て参加の促進

（具体的施策）

（今後5年間の目標）

男性の子育て参加促進に向けた取組の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

男性の子育て参加を促進するため、企業トップを含めた職場の意識改革、管理職や従業員への研修の実施、育児休業取得者が出た場合の雇用管理ルールの特化等の取組を推進する。また、子どもの出生時における5日程度の休暇の取得促進について、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき官公庁が率先して進めることにより、民間企業等への普及を図る。

仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

（具体的施策）

（今後5年間の目標）

個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短法）について、育児をはじめ労働者個々人の生活等に配慮した労働時間、休日、休暇の設定を促進するものへと見直す。

仕事と生活の調和キャンペーンの推進

官公庁と大企業のすべてが取組

（「短時間集中」型の働き方等の普及）

生産性の向上を図るため、各企業等において業務や作業の手順等を見直し、無駄を廃して、より短い時間での効率的な業務遂行等を進める取組や在宅勤務、短時間就労等の導入を促進するための意識啓発を行う。

長時間にわたる時間外労働の是正

長時間にわたる時間外労働を行っている者1割以上減少

〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合 12.2%(15年)〕

育児期にある労働者の生活等に配慮しつつ労働時間等の設定の改善を図ることが人材の確保や生産性の向上につながることに付いて労使当事者に周知するとともに、フレックスタ

タイム制等の弾力的な労働時間制度の活用等により多様な働き方を実現することを通じて、長時間にわたる時間外労働の是正を図る。

年次有給休暇の取得促進

企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率

47.4%(15年度) 少なくとも55%以上

労働者が子育てのために年次有給休暇を取得しやすいようにするため、計画的付与制度の導入、好事例の紹介や意識啓発活動を推進する。

パートタイム労働者の均衡処遇の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する

パートタイム労働者と通常の労働者との間の均衡処遇を進める上での具体的な考え方を示したパートタイム労働法に基づく指針が浸透・定着するよう取り組むとともに、処遇や人事制度の見直しなど均衡処遇の推進に取り組む事業主を支援する。

柔軟な転換制度の導入の推進

働き方の多様な選択が可能となるよう、コース別雇用管理制度を導入している企業におけるいわゆる総合職・一般職相互間のコース転換制度の導入を推進する。併せて、パートタイム労働者の通常の労働者への転換制度の普及を図る。

多様就業型ワークシェアリングの普及促進

平成17年度中に、短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入をめざす多様就業型ワークシェアリングの「制度導入・利用マニュアル」を開発し、これを用いて、多様就業型ワークシェアリングの普及を図る。

テレワークの普及促進

就業人口に占めるテレワーカー()の比率

()情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

6.1%(14年) 20%

(平成22年までの目標)

テレワークの実態調査を行うとともに、テレワークに関する企業内制度やセキュリティの高いテレワーク環境の導入の推進、創業・事業化を容易にするための必要な環境整備、導入のためのガイドラインの整備、推進組織による普及活動等を通じて、適正な就業環境の下でのテレワークの普及促進を図る。

公務員の勤務形態の弾力化・多様化

公務員の勤務時間等に関する制度を弾力化・多様化し、職業生活と家庭生活の両立支援の

推進を図る。

安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについて、行政指導の徹底を図るとともに、解雇以外の不利益取扱いについての法的整備を検討する。

母性健康管理対策の推進

医師等の指導事項を的確に伝達するための連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。

企業におけるポジティブ・アクション

取組企業の割合

の普及促進

29.5%(15年度)

40%

男女が職場で十分に能力を発揮しながら安心して子どもを産み育てられる環境整備の観点から、公正公平な人事評価・処遇を含む企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図る。また、その際、出産や育児による欠勤等がハンディにならないような人事管理制度、能力評価制度等の導入を積極的に推進する。

再就職等の促進

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

再就職準備支援の推進

育児等のために退職し、将来再就職を希望する者に対して、再就職に向けた具体的取組計画の策定支援、職場体験講習の実施、再就職に役立つ情報の提供を行う(再チャレンジサポートプログラム)などきめ細かい支援を推進する。

育児時間に配慮した職業訓練等の推進

育児中の求職者が公共職業訓練を受講できるよう、柔軟な訓練コース時間の設定を行う。また、民間機関も活用して再就職希望者のニーズに対応した職業訓練を実施する。

両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進

育児が一段落し、再就職を希望する者等に対し育児・家事等と就職の両立を支援するため、子ども連れでも利用しやすい施設を整えた「両立支援ハローワーク」において、職業情報の提供、ガイダンスの実施、多様な職業紹介の実施等による再就職支援を推進する。

また、職務分析に基づく職業能力評価制度の整備により、個人の職業能力や企業が求める職業能力が明らかになることで、円滑な再就職を促進する。

求人年齢の上限の緩和促進

公共職業安定所における全求人に占める年齢
不問求人の割合

15.2%(15年度)

30%

(平成17年度)

育児が一段落し、再就職を希望する者等が、求人年齢制限により求職活動の制約を受けることがないよう、ハローワークの窓口等で個別の企業に対する啓発・指導等を行うなど、求人年齢制限緩和の取組を推進する。

求職者の保育所利用の促進

育児中の求職者が安心して求職活動ができるよう、保育所の受入児童数の増大を図りつつ、求職中も保育所の利用ができることを市町村やハローワークにおいて積極的に周知する。

目指すべき社会の姿

希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる（育児休業取得率 男性10%、女性80% / 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）

男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに）

働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される

働き方の多様な選択肢が用意される

育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようにする。

(具体的施策)

(今後5年間の目標)

乳幼児とふれあう機会の拡大

すべての保育所、児童館、保健センター
において受入を推進

保育所、児童館、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入を推進する。

生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実

全国の中・高等学校において、生命の大切さや家庭の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育を推進する。

安心して子どもを生き育てることがで

全市町村で実施

きる社会について地域住民や関係者が
参加して共に考える機会の提供

子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生子、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組を推進する。

目指すべき社会の姿

様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる（子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える）
全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4. 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) きめ細かい地域子育て支援の展開

働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけの孤独な子育てをなくしていく。

() 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

（具体的施策）

（平成16年度）

（平成21年度）

地域における子育て支援の拠点の整備（ ） 2,954か所

6,000か所

（全国の中学校区の約6割で実施）

・つどいの広場事業の推進（ ）

171か所

1,600か所

子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する。

・地域子育て支援センター事業の推進（ ）

2,783か所

4,400か所

保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進する。

一時・特定保育の推進（ ）

5,935か所

9,500か所

（全国の中学校区の約9割で実施）

専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合から、パート就労など予め日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる場の拡充を図る。

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行う。

シルバー人材センターによる高齢者活用品育支援事業の推進

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。

地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成の促進

放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターの仕組みを活用し、子育てを終えた主婦や高年齢退職者等が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組（「生活塾」）を促進する。

子育てNPOや子育てサークルの育成

地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOや子育てと主体的に向き合いながらサークル活動を実践している親などに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。

（今後5年間の目標）

老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進

全市町村で実施

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組を促進する。

目指すべき社会の姿

すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）

孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

() 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

(具体的施策)	(平成 1 6 年度)	(平成 2 1 年度)
保育所の受入れ児童数の拡大 ()	2 0 3 万人	<u>2 1 5 万人</u>

待機児童 5 0 人以上の市町村を中心に、平成 1 9 年度までの 3 年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図る。

放課後児童対策の充実

(具体的施策)	(平成 1 6 年度)	(平成 2 1 年度)
放課後児童クラブの推進 ()	1 5 , 1 3 3 か所	<u>1 7 , 5 0 0 か所</u>

(全国の小学校区の約 4 分の 3 で実施)

保護者が労働等により昼間家庭にいない放課後児童のための対策を推進する。

多様な保育ニーズへの対応

(具体的施策)	(平成 1 6 年度)	(平成 2 1 年度)
延長保育の推進 ()	1 2 , 7 8 3 か所	<u>1 6 , 2 0 0 か所</u>

(全国の保育所の約 7 割で実施)

基本の開所時間である 1 1 時間を超えて行われる保育を推進する。

休日保育の推進 ()	6 6 6 か所	<u>2 , 2 0 0 か所</u>
-------------	----------	---------------------

(全国の保育所の約 1 割で実施)

休日や祝日に働く保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。

夜間保育の推進 ()	6 6 か所	<u>1 4 0 か所</u>
-------------	--------	-----------------

(人口 3 0 万人以上の市の約 5 割で実施)

病院等夜間の勤務が必要な保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。

乳幼児健康支援一時預かり (病後児保育)	5 0 7 か所	<u>1 , 5 0 0 か所</u>
------------------------	----------	---------------------

の推進 () (全国の市町村の約 4 割で実施)

病気回復期にある乳幼児の保育を、保育士等の派遣等を進め、充実する。

目指すべき社会の姿

全国どこでも保育サービスが利用できるようになる (保育所待機児童が 5 0 人以上いる市町村をなくす)

就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる (保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える)

(3) 家庭教育支援の充実

基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

(具体的施策)

家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進

(今後 5 年間の目標)

全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること

子育て中の親等に対し、家庭教育に関する学習教材の提供、相談の受け付け、講座の開設等、地域の実情に応じた様々な手段を通じて、家庭教育に関する学習や情報入手の機会が充実されるよう環境整備を推進する。

IT を活用した家庭教育支援手法の普及

全国に普及

子育て中の孤立しがちな親等が、気軽に学習や相談をしたり、情報を入手することができるよう、携帯電話による子育て相談や情報提供など、IT を活用した家庭教育支援の手法を普及する。

目指すべき社会の姿

家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される(しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る)

(4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべての子どもと子育てを大切にしていく。

児童虐待防止対策の推進

(具体的施策)

(平成 1 6 年度)

(平成 2 1 年度)

虐待防止ネットワークの設置

1 , 2 4 3 市町村

全市町村

関係機関等による発生予防、支援のための連携体制を整備する。

(今後 5 年間の目標)

乳児健診未受診児など生後 4 か月までに全乳児の状況の把握

全市町村で実施

乳児健康診査について、休日健診の推進等により、受診率のさらなる向上を図るとともに、生後 4 か月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの対策を全市町村で実施する。

育児支援家庭訪問事業の推進

訪問による養育困難家庭を支援する取組を推進するため、全市町村での実施を目指す。

児童相談所の夜間対応等の体制整備

全都道府県・指定都市で実施

夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。

虐待対応のための協力医療機関の充実 全都道府県・指定都市で実施

児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

個別対応できる一時保護所の環境改善 全都道府県・指定都市で実施

虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。

	(平成16年度)	(平成21年度)
児童家庭支援センターの整備	51か所	<u>100か所</u>
	(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)	

地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行うセンターを整備する。

情緒障害児短期治療施設の整備

軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の全都道府県での設置を目指す。

施設の小規模化の推進	299か所	<u>845か所</u>
	(児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施)	

虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進める。

	(今後5年間の目標)	
里親の拡充	<u>児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率</u>	
	8.1%(15年度)	<u>15%</u>
	<u>専門里親登録者総数</u>	
	146人(15年度)	<u>500人</u>

専門里親、親族里親の活用のほか、里親研修や里親養育相談の実施、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援を充実することで、里親への委託児童数の増加を図る。

	(平成16年度)	(平成21年度)
自立援助ホームの整備	26か所	<u>60か所</u>
	(都道府県・指定都市に1か所程度で実施)	

義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童等の社会的な自立を促す援助を行う自立

援助ホームの整備を着実に進める。

虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究

妊娠時よりの発生予防対策から、親へのカウンセリングなどの支援に至るまでの知見の集積、実践可能なプログラム及び専門職の資質の向上のための人材育成プログラム等の開発を集中的に実施する。

学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究、分析を行い、各学校及び都道府県・市町村教育委員会において調査研究の成果を活用する。

母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

総合的な自立に向けた支援の推進

母子家庭等ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があり、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。

・子育て・生活支援策の推進

疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。

・就業支援策の推進

母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府

県・

指定都市・中核市に設置自立支援教育訓練給付金

事

業を全都道府県・市等で実施高等技能訓練促進費

事

業による資格取得者全員の就業を目指す

資格取得者総数

118人(15年) 1,300人

自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。

障害児等への支援の推進

(具体的施策)

地域における障害のある児童とその家族への支援

障害のある児童が、できるだけ身近な環境で適切な療育を受けられる体制を整備する。

(平成 19 年度までに達成する目標)

- 本目標は、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づくもの
- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進 ホームヘルパーを約6万人確保
（障害者・難病分を含む）

日常生活を営むのに支障のある障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣する。

- ・障害児通園（児童デイサービス）事業の推進 約11,000人分整備

障害児が、肢体不自由児施設や知的障害児施設等への通園によって日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等が受けられるようにする。

- ・重症心身障害児（者）通園事業の推進 約280か所整備

在宅の重症心身障害児（者）が、通園によって日常生活動作、機能訓練等必要な療育を受け、運動機能等の発達が促されるようにするとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る。

- ・障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業の推進 約5,600人分整備
（障害者・難病分を含む）

保護者の疾病等により家庭における介護が一時的に困難となった障害児が施設等に短期間の入所をする。

障害児の活動する場の確保等の推進

障害のある中・高校生等が養護学校等下校時に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイト（障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息）支援を行う。

発達障害に対する一貫した支援

発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する、保健・医療・福祉・教育・就労等を通じた一貫した支援体制の整備を図る。

（平成16年度）

- ・自閉症・発達障害支援センターの整備

21 都道府県・指定都市

60 都道府県・指定都市

（平成19年度までに達成）

自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する相談支援・療育支援・就労支援等を総合的に行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを整備する。

小児慢性特定疾患対策の推進

小児慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患の医療費について、自己負担分の一部を補助するとともに、車いす等の日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスの推進を図る。

目指すべき社会の姿

児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）

全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる

虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる

母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる

障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

(5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

(具体的施策)

(平成 1 6 年度)

(平成 2 1 年度)

小児救急医療体制の推進

2 2 1 地区

4 0 4 地区

子どもの病気の緊急時に、夜間、休日でも適切な小児救急医療を提供するため、小児救急医療圏(404地区)をカバーする体制を全国に整備するとともに、保護者向けの夜間電話相談体制などの整備を進める。

(今後 5 年間の目標)

小児科医師等の確保・育成

小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加

かかりつけ医を持っている子どもの割合

合 81.7%(12年)

1 0 0 %

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医療施設の役割分担と連携を推進し、小児科医師の適正な配置を図る。また、産科医師数の減少傾向に歯止めをかける。さらに、子どもが入院中も「子どもらしく生活」できるように小児医療を支える保育士の十分な確保を図る。

小児医療の診療報酬上の適切な評価

平成15年3月に閣議決定された「医療保険制度及び診療報酬体系に関する基本方針」に沿って、医療の特性、患者の心身の特性、生活の質の重視等を踏まえた適切な評価について引き続き検討を進める。

子どもの健やかな成長の促進

(具体的施策)

(今後 5 年間の目標)

予防接種の推進

予防接種の接種率向上

定期的予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図る。

「食育」の推進

取組を推進している市町村・保育所の

割合 1 0 0 %

家庭はもとより、地域においては食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、

学校、農林漁業者団体、食品関連事業者団体等関係機関の連携による取組の推進を図る。また、すべての保育所において、給食その他保育活動を通して「食育」を推進する。さらに、児童生徒が望ましい食習慣を身に付け、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、小・中学校等で栄養教諭を活用した指導体制の整備や家庭と連携した取組の推進を図る。

子どもの生活習慣の改善

肥満児の割合を減少傾向に

〔14年度 10.6%〕

幼児健康診査等の機会や学校における定期健康診断等の機会を通じて、健康状態の把握や個別栄養指導等の実施により、肥満等健康課題を有する子どもに対する生活習慣の改善を図る。

喫煙防止対策の推進

妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下

〔13年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕

喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及を図るなど、10代や妊婦などの喫煙防止対策を推進する。

母乳育児の推進

母乳育児の割合を増加傾向に

〔12年度 44.8%〕

妊産婦健康診査や新生児訪問指導等において、助産師等と連携を図りつつ、母乳についての保健指導を実施すること等により、母乳育児を推進する。また、デパート等での授乳室の設置を進めるなど、授乳しやすい環境づくりを促進する。

家庭内等における子どもの事故防止
対策の推進

対策に取り組んでいる市町村の割合

100%

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を推進する。

子どもの心と身体の問題への対応

（具体的施策）

（今後5年間の目標）

子どものこころの健康支援の推進

子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合

100%

児童思春期における心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師、保健師等の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所等における専門相談の充実を図る。

学校における心身の健康相談等の充実

児童生徒が学校生活を心身ともに健康で安全に送ることができるよう、養護教諭を活用しながら、地域保健と学校とが連携しつつ、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を充実する。

思春期保健対策等の推進

思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割合 100%

10代の人工妊娠中絶率の低下

〔12年度 12.1(人口千対)〕

10代の性感染症罹患率の低下

〔12年度 性器クラミジア感染症 男子 196.0、女子 968.0(人口10万対)〕

思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うことにより、性やHIV感染症を含む性感染症に関する正しい知識の普及及び薬物乱用対策の推進を図る。

妊娠・出産の安全・安心の確保

(具体的施策)

(今後5年間の目標)

「いいお産」の普及

妊娠・出産について満足している者の割合

84.4%(12年度) 100%

安全で快適な出産環境により、妊娠・出産に満足し、その後の子育てが楽しいと感じられるような「いいお産」の普及を図る。

(平成16年度)

(平成21年度)

周産期医療ネットワークの整備

28都道府県

全都道府県

(平成19年度までに達成)

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保する。

周産期医療の診療報酬上の適切な評価

平成15年3月に閣議決定された「医療保険制度及び診療報酬体系に関する基本方針」に沿って、医療の特性、患者の心身の特性、生活の質の重視等を踏まえた適切な評価について引き続き検討を進める。

不妊に悩む者への支援

(具体的施策)

(平成16年度)

(平成21年度)

不妊専門相談センターの整備

51都道府県市

95都道府県市

(全都道府県・指定都市・中核市で設置)

不妊に悩む夫婦に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について相談できる体制整備を図る。

特定不妊治療費助成事業の推進

87都道府県市

95都道府県市

(全都道府県・指定都市・中核市で実施)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

成育医療の推進

(具体的施策)

成育医療に関する全国的なネットワークの構築

成育医療を推進するため、小児・母子保健医療機関の全国的なネットワークを構築し、国立成育医療センターを拠点として、臨床・研究・情報発信等において、これら医療機関と連携・協力することによって、地域において質の高い成育医療を受けられる体制を整備する。

目指すべき社会の姿

周産期、乳幼児期の安全が確保される（周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する）

全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる（すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している）

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して住み、街に出ることができるようする。

子育てに適した住宅の確保等の支援

(具体的施策)

子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援

住宅金融公庫の証券化支援事業などによる持ち家の取得の支援や、良質なファミリー - 向け賃貸住宅の供給促進、公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を実施するとともに、良質な住宅市街地の整備による職住近接の実現、住宅と保育所等の一体的整備を推進する。

シックハウス対策の推進

子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究等の結果を踏まえ、必要な対策を行う。また、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進する。

子育てバリアフリーなどの推進

(具体的施策)

建築物のバリアフリー化の促進

(今後5年間の目標)

2,000 m²以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約4割

(平成19年度までに達成)

[15年度 約3割]

不特定多数の者が利用する公共性の高い建築物について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。

公共交通機関のバリアフリー化の推進

1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設（鉄道駅・航空旅客ターミナル等）のバリアフリー化（段差の解消）の割合

原則として、100%

（平成22年までに達成）

〔15年度 44.1%〕

公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合

鉄道車両・軌道車両 約30%〔15年度 23.7%〕

ノンステップバス 20～25%〔15年度 9.3%〕

船舶 約50%〔15年度 4.4%〕

航空機 約40%〔15年度 32.1%〕

（平成22年までに達成）

交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関における旅客施設や車両等のバリアフリー化を推進する。

歩行空間のバリアフリー化の推進

1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合

道路 約5割〔15年度 25%〕

信号機 約8割〔14年度 約4割〕

（平成19年度までに達成）

交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機の整備や歩道の段差、勾配等の改善を推進する。

あんしん歩行エリアの整備

エリア内の死傷事故の抑止割合

約2割（歩行者・自転車事故については約3割）

（平成19年度までに達成）

死傷事故発生割合の高い地区約1,000箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。

安全・快適な道路交通環境の整備

歩道・自転車道等の通行空間と自転車駐車場の整備を推進するとともに、「交通安全総点検」などによる子どもの視点に立った歩道の補修などの改善を推進する。

都市公園のバリアフリー化等の推進

都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人がいやすいように、段差の解消等を図るとともに、安全確保に努め、安心できる遊び場の環境整備を図る。

河川空間のバリアフリー化の推進

妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出するため、河川空間のバリアフリー化を推進する。

海岸保全施設のバリアフリー化の推進

妊婦、子ども及び子ども連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海岸保全施設のバリアフリー化を推進する。

歩車分離式信号の運用の推進

歩行者と車両が交錯することにより、交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両の通行を時間的に分離する信号制御の運用を推進する。

建築物における事故防止対策の推進

建築物等に係る事故情報の収集や提供により安全対策を推進し、子どもが、安全にかつ安心して利用できる環境を整備する。

劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進

劇場等において、乳幼児同伴の利用者等に対応するため、周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室の設置を促進する。

子育てバリアフリーの意識啓発等の推進

子育てバリアフリーマップの取組を 全市町村で浸透

市町村と地域住民が協働して、乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナー及び一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に配布する取組や、妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できるよう、周囲に思いやりの心を持った行動を促すような意識啓発の取組を推進する。

また、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。

輸送分野における子育て支援活動の推進

タクシー事業者と子育て支援センター等が連携し、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS（スペシャル・トランスポート・サービス））について実証実験を行い、その普及を図る。

育児にかかる製品の安全性の確保

製品に関する事故情報の収集・調査等により、製品による事故の未然・再発防止及び製品の安全性を図る。

子どもの安全の確保

(具体的施策)

子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域の防犯ボランティアや母親クラブ等による自主的なパトロール活動、「子ども110番の家」の活動、学校等における防犯教室の開催、危機管理マニュアルを踏まえた学校における安全管理に関する取組等に対する支援を行う。

「安全・安心まちづくり」の推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを一層推進する。

目指すべき社会の姿

妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる（妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える）

(7) 経済的負担の軽減

税制の在り方について検討

個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討する。

検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間が重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

野田市児童福祉審議会条例

昭和 52 年 4 月 1 日

野田市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 児童の福祉に関すること。

(2) 野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関すること。

2 前項に掲げるもののほか、審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 児童の福祉に関すること。

(2) 野田市エンゼルプランの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5 名

(2) 児童委員 2 名

(3) 児童福祉関係団体の代表者 8 名

(4) 学識経験者 5 名

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の改正)

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 34 号を第 35 号とし、第 33 号の次に次の 1 号を加える。

(34) 野田市児童福祉審議会委員

附 則(平成 12 年 3 月 31 日野田市条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の野田市児童福祉審議会条例第 3 条第 2 項の規定により、平成 13 年 5 月 9 日までの間に委嘱された同項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、同日までとする。

野田市児童福祉審議会委員名簿

平成16年7月7日現在

委員氏名	備 考	組 織
竹 内 美 穂	市 議 会 議 員	市議会議員
江 村 祐 三	市 議 会 議 員	市議会議員
越 智 邦 子	市 議 会 議 員	市議会議員
小 倉 妙 子	市 議 会 議 員	市議会議員
古 谷 高 一	市 議 会 議 員	市議会議員
中 尾 雅 子	民 生 委 員 児 童 委 員	児童委員
藤 井 雅 美	民 生 委 員 児 童 委 員	児童委員
木 名 瀬 訓 光	野田市青少年相談員連絡協議会	児童福祉関係団体の代表者
高 橋 初 香	野田市立保育所保護者会連合会	児童福祉関係団体の代表者
加 藤 重 雄	野田市立学童保育所保護者協議会	児童福祉関係団体の代表者
宇佐見 節 子	野 田 市 母 子 寡 婦 福 祉 会	児童福祉関係団体の代表者
岡 本 暁	野田市子ども会育成連絡協議会	児童福祉関係団体の代表者
荏 柄 綾 子	幼 稚 園 類 似 施 設	児童福祉関係団体の代表者
竹 内 眞 由 美	野 田 市 青 少 年 問 題 協 議 会	児童福祉関係団体の代表者
藤 井 浩	野 田 市 社 会 福 祉 協 議 会	学識経験者
古 橋 和 夫	聖 徳 大 学 教 授	学識経験者
大 塚 博 昭	野 田 市 校 長 会	学識経験者
茂 木 泉	野 田 地 区 私 立 幼 稚 園 協 会	学識経験者
鈴 木 正 則	柏 児 童 相 談 所	児童福祉関係団体の代表者
岡 田 一 芳	野 田 市 医 師 会	学識経験者

野田市エンゼルプラン庁内連絡会設置要綱

1．設置

野田市エンゼルプランの各施策体系に基づき、事業の進行管理や意見交換ができるよう連携強化を図り、総合的な取り組みの推進を図ることを目的として、野田市エンゼルプラン庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

2．所掌事務

庁内連絡会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 野田市エンゼルプランの施策の進行管理に関すること。
- (2) 野田市エンゼルプランの事業実施の調整に関すること。
- (3) 野田市エンゼルプランの推進に関わる情報、意見交換に関すること。
- (4) 野田市エンゼルプランの見直しに関すること。

3．組織

庁内連絡会は、次に掲げる職にあるものをもって組織し、必要に応じ変更するものとする。

保健福祉部長、保健福祉部次長、企画調整課長、秘書広報課長、財政課長、総務課長、人事課長、行政管理課長、市民課長、市民生活課長、商工課長、管理課長、土木課長、建築指導課長、みどりの課長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、人権施策推進課長、男女共同参画課長、保健センター長、あさひセンター長、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、社会教育課長、社会体育課長、青少年課長、文化センター長、興風図書館長、社会福祉協議会事務局長、児童家庭課長
--

4．会長及び副会長

- (1) 庁内連絡会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長は保健福祉部長、副会長は、保健福祉部次長の職にあるものをもって充てる。
- (2) 会長は、会務を総理し、庁内連絡会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5．会議

- (1) 庁内連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

6．専門部会

庁内連絡会は、野田市エンゼルプランの各種施策の推進・見直しについて、調査・検討・研究するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

7. 事務局

庁内連絡会の事務局は、児童家庭課とする。

8. その他

(1) 庁内連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(2) この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. 改正後のこの要綱は、平成16年9月17日から施行する。

野田市エンゼルプラン庁内連絡会委員名簿

会議の役職	職 名	氏 名
会 長	保健福祉部長	
副 会 長	保健福祉部次長	
委 員	企画調整課長	
委 員	秘書広報課長	
委 員	財政課長	
委 員	総務課長	
委 員	人事課長	
委 員	行政管理課長	
委 員	市民課長	
委 員	市民生活課長	
委 員	商工課長	
委 員	管理課長	
委 員	土木課長	
委 員	建築指導課長	
委 員	みどりの課長	
委 員	社会福祉課長	
委 員	高齢者福祉課長	
委 員	人権施策推進課長	
委 員	男女共同参画課長	
委 員	保健センター長	
委 員	あさひセンター長	
委 員	教育総務課長	
委 員	学校教育課長	
委 員	指導課長	
委 員	社会教育課長	
委 員	社会体育課長	
委 員	青少年課長	
委 員	文化センター長	
委 員	興風図書館長	
委 員	社会福祉協議会事務局長	
委 員	児童家庭課長	

このほか場合によって、会長が必要と思う者について会議への出席をお願いすることがあります。